

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第6号（平成19年3月28日）

職員の任用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

採用 現に職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員を除く。以下この条において同じ。）でない者を職員の職に任命することをいう。

昇任 職員を法令、条例、規則又は規程により設置されている組織上の名称を有する職でその現に有するものより上位の職に任命することをいう。

降任 職員を法令、条例、規則又は規程により設置されている組織上の名称を有する職でその現に有するものより下位の職に任命することをいう。

転任 職員を昇任又は降任以外の方法で、任命権者を異にして他の職に任命し、又は同一の任命権者のもとにおいて異種と認められる他の職に任命することをいう。

配置転換 同一の任命権者のもとにおいて昇任又は降任を伴わず職員に勤務所又は職務の担任の変更を命ずることをいう。

（任用の一般的基準）

第3条 職員の採用、昇任及び転任は、受験成績、勤務成績その他能力の実証に基づいて行うものとする。

2 職員の採用は、第7条第1項の規定により選考によることができる場合を除き、すべて競争試験（以下「試験」という。）によるものとする。

3 職員の昇任、降任、転任及び配置転換は、職の類似性を基準として行うものとする。

る。

4 異種と認められる他の職への昇任，降任又は転任は，次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合  
心身の故障のため職務の遂行に支障があり，他の職に転任させる必要がある  
場合

前2号に規定する場合のほか，人事管理上特に必要と認められる場合

(採用試験の種類)

第4条 職員の採用のための試験(以下「採用試験」という。)の種類は，次の各号に掲げるとおりとする。

職員採用試験(大学卒業程度)

職員採用試験(短期大学卒業程度)

職員採用試験(高等学校卒業程度)

(採用試験の方法)

第5条 任命権者は，他の地方公共団体の機関との協定により委託をして採用試験を行うことができる。

(採用試験の告知)

第6条 採用試験の告知は，広域連合を組織する関係市町村の広報紙に掲載するなど適切な方法により公表して行うものとする。

2 採用試験の告知の内容は，次の各号に掲げる事項とする。

採用試験の種類，職種及び程度

採用人員

採用試験の対象となる職についての職務の概要及び給与

受験の資格

採用試験の方法，時期及び場所

受験手続き

その他必要と認める事項

(選考による採用又は昇任)

第7条 次の各号に掲げる職への採用は、選考により行うことができる。

試験をもって十分な競争者が得られないと認められ、又は職務と責任の特殊性により職務遂行の能力について順位の判定が困難であると認められる職

法令、条例、規則又は規程により設置されている組織上の名称を有する職で、別表に掲げる職の区分が班長又は班長相当職以上のもの

他の地方公共団体又は国の採用に係る試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と認められるもの

2 職員の昇任は、すべて選考によるものとする。

(選考の方法)

第8条 選考は、選考される者の職務遂行の能力を次条に規定する選考基準に基づいて判定するものとし、その判定にあつては必要に応じ筆記考査、人物考査その他の方法を用いるものとする。

(選考の基準)

第9条 職員の採用又は昇任についての選考基準は、特別の定めをした場合を除くほか、次の各号に掲げるとおりとし、昇任の場合にあつては、さらに勤務成績が良好であることとする。

選考の対象となる職の職務の遂行に必要とされる法令に定める免許又は資格及び任命権者が必要と認める知識又は技能を有していること。

別表に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる経歴又は学歴を有していること。

(条件付採用期間)

第10条 職員の採用は、非常勤の職への採用の場合を除き、その任命の日から起算

して6月間はすべて条件付採用とする。

- 2 前項の条件付採用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り，その期間が終了した日の翌日において職員の採用は正式のものとなる。

(条件付採用期間の延長)

第11条 条件付採用期間の開始後，6月間において実際に勤務した日数が，90日に満たない職員については，その日数が90日に達するまで条件付採用期間を延長するものとする。

- 2 任命権者は，前項の場合のほか，条件付採用期間中の職員について，正式の採用になるためには能力の実証が十分でない認められ，又は業務の性質上必要と認められる場合には，条件付採用期間を延長することができる。

- 3 前2項の規定による延長は，条件付採用期間の開始後1年を超えることができない。

(臨時的任用ができる場合)

第12条 任命権者は，次の各号のいずれかに該当する場合には，現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。

災害その他重大な事故のため当該職に職員を任命するまで欠員にしておくことができない緊急の場合

当該職が臨時的任用を行う日から1年未満の期間内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

前2号に規定する場合のほか，特に広域連合長が必要と認めた場合

(平成22年8月・一部改正)

(臨時的任用期間の更新)

第13条 任命権者は，臨時的任用期間を6月を超えない期間に限り更新することができる。

(補足)

第14条 この規定の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年8月11日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条，第9条関係）

職 の 区 分	経 歴 又 は 学 歴
局長又は局長相当職	次長又は次長相当職に3年以上在職していること若しくは大学卒20年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認められる経歴を有すること。
次長又は次長相当職	課長又は課長相当職に3年以上在職していること若しくは大学卒18年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認められる経歴を有すること。
課長又は課長相当職	班長又は班長相当職に3年以上在職していること若しくは大学卒15年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認められる経歴を有すること。
班長又は班長相当職	主事に14年以上在職していること若しくは大学卒10年以上の経験年数があること又はこれらと同等以上と認められる経歴を有すること。
主 事	高等学校卒業以上の学歴を有すること又はこれと同等以上と認められる経歴を有すること。